

(別 紙)

和 解 条 項

- 1 被告は、原告に対し、群馬弁護士会に対する慎重さを欠く懲戒請求を行ったことについて、真摯に謝罪する。
- 2 原告は、その余の請求を放棄する。
- 3 原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関し、この和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 4 訴訟費用は、各自の負担とする。

以 上